板橋区入院助産援護金交付要綱

昭和57年3月31日区長決定一部改正令和4年2月10日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第22条に基づく板橋区の福祉事務所長が決定した助産の実施を受け入れ入院助産を行った施設に対し、板橋区入院助産援護金(以下「援護金」という。)を交付することにより、入院助産施設への助産の実施の円滑化を期し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(援護金の額)

第2条 援護金は、別表の入院助産援護金額表に定める額を限度として交付 するものとする。

(援護金の請求)

第3条 援護金の支給を受けようとする者は、東京都板橋区児童福祉法施行規則(昭和40年板橋区規則第12号)第9条に定める助産の実施に要する費用の請求にあわせて請求するものとする。

付 則

この要綱は、昭和57年3月31日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、昭和57年4月1日から施行適用する。

付 則

この一部改正は、昭和58年4月1日から施行適用する。

付 則

この一部改正は、昭和59年4月1日から施行適用する。

付 則

この一部改正は、昭和60年4月1日から施行適用する。

付 則

この一部改正は、昭和61年4月1日から施行適用する。

付 則

この一部改正は、昭和62年4月1日から施行適用する。

付 則

この一部改正は、平成元年4月1日から施行適用する

付 則

この一部改正は、平成2年4月1日から施行適用する

付 則

この一部改正は、平成4年4月1日から施行適用する

付 則

この一部改正は、平成5年10月6日から施行し、平成5年4月1日から 適用する。

付 則

この一部改正は、平成7年1月6日から施行し、平成6年10月1日から 適用する。ただし、分娩介助料の限度額の改正については、平成6年4月 1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成8年12月24日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成9年5月2日から施行し、平成9年4月1日から 適用する。

付 則

この一部改正は、平成10年4月15日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成11年8月26日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 12 年 6 月 1 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 18 年 11 月 22 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。ただし、分娩介助料の限度額の改正については、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成20年8月7日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成 21 年 12 月 16 日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日 から適用する。

付 則

この一部改正は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成27年1月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和2年9月23日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、令和3年7月21日から施行する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

【別表】

入院助産援護金額表

新生児用品貸 与料	新生児1人につき、1日500円
新生児介補料加算	新生児の介補を行った場合において、新生児1人当たり1日につき次の額を上限として支弁する。 〔限度額〕 7,000円から「平成11年4月30日厚生省発児第86号 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」第4の2に定める新生児介補料の額」を減じて得た 額